

令和7年度 山梨地方最低賃金審議会
第2回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和7年11月7日（金）午前9時30分～午前11時15分

2 場 所：山梨労働局 1階 大会議室

3 出席者：公益代表：今井委員、岡松委員、門野委員
労働者代表：雨宮委員、櫻井委員、内藤委員
使用者代表：海宝委員、松下委員、依田委員
事務局：小林労働基準部長、小林賃金室長、深沢室長補佐

4 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

5 審議会内容

【 1 開 会 】

(室長補佐)

本日は、全委員の皆様に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

なお、内藤委員におかれましては、本日、所用で11時頃を目処に退席する予定となっております、よろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和7年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

また、本専門部会は一般に公開しており、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はおりませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、門野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

【 議事（1） 改正審議 】

(門野部会長)

早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありますでしょうか。

(賃金室長)

それでは2点、説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。

金額審議を行う会場についてです。

例年と同様に、本年度も公益委員と各側委員の皆様の金額折衝につきましてはこちらの会議室で行っていただきます。

各側委員の皆様の控室につきましては、労働者側の皆様は3階の第3相談室、使用者側の皆様は2階の第1相談室としております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が御案内に参りますので、よろしくお願ひいたします。

2点目は資料の説明でございます。

事前に送付させていただいた資料の1ページ、地域別の賃金額は入っていますが、輸送用機械器具製造業の欄はすべて空欄でお送りしています。

最新のデータが出ましたので、本日机上配布ということでお手元に配布させていただいております。

金額だけでみると、40円から75円、現在23県が結審となっているところでございます。

発効日については確認ができていないところでございますが、現状、速報で確認できている数値がお手元に今日机上配布で配布させていただいた資料となります。

3ページ以降でございますが、前回合同部会の時に配布させていただきました、山梨県鉱工業指数の最新版です。10月30日に公表されました資料をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

(門野部会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問なし。)

【 議 事 （1）改正審議 】

(門野部会長)

これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に説明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願ひします。

(櫻井委員)

労働者側の櫻井のほうから説明させていただきます、よろしくお願ひします。

基本的な考え方です。我々 JCMに属しておりますので、そのJCMの考えを取るという形になっております。

山梨県に属する企業というところで、山梨の2025年の春闘の引上げ額、率、額、双方をみまして金額を算出しております。

金額ですと、時給換算すると86円という金額ですが、率でいいますと5.04%、この金額で1,029円をかけますと52円という金額が出ます。

我々としては、昨年も審議の時にお話しをさせていただいたとおり、十分引上げができなかった時があったので、その分の上乗せがしたいと、同じ山梨県の特定最賃、電機との格差、ここを少しでも解消したいというふうなところから現状ですと、電機が1,047円ですから、18円差があります。52円に18円を加算しまして、本来でしたら70円というふうな金額を導きだしました。

この金額を引上げ額として提示したいところではありますけれども、労働協約の上限が1,089円というところになりますので、今回は、マックスまで60円というようなところで金額を提示させていただきました。

以上です。

(門野部会長)

ありがとうございます。次に使用者側お願いします。

(海宝委員)

使用者側といたしましては、引上げ額を39円とさせていただいて提示いたしております。

この理由につきましては、審議会資料50ページにあります、第4表③のBランク、製造業パートの賃金上昇率3.8%、こちらを根拠に今年度1,029円の中から3.8%ということで39円を導き出しまして、1068円という形で提示させていただいております。

先ほど櫻井委員のほうからもありましたように、昨年、電機あるいは隣県に数年かけて近づけていきましょうということで我々もそれは理解しております。

ただ、急激な上昇というのは非常に、中小、零細企業が多い県内、山梨県におきましては、インパクトがあるという考え方のもとに第1回としてはこの39円という金額を提示させていただきました。

以上です。

(門野部会長)

ただいま、労使双方から金額を御提示いただきました。

従来の例に従いまして、これから公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側委員と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いいたします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側と折衝

(1) 労働者側の主張

70 円を提示したいが労働協約の上限を超えないため 60 円とした。

近県の状況から、60 円からは引き下げるとはできないと考えている。

60 円引き上げても全国的に見るとかなり低い金額だと考えている。

(2) 折衝の結果

使用者側に伝えることとされた。

3 使用者側と折衝

(1) 公益の説明

労働者側の主張を説明。

(2) 使用者側の主張

急激な上昇はインパクトが大きいと考えている。

県内地場の引き上げ率である 5% の引き上げ率で 51 円を提示したい。

もし、60 円とした場合、発効日を 4 月 1 日とするとは可能か。

賃金上昇を価格に転嫁するためには、4 月 1 日のような時期が取引先と交渉するためには都合がよいと考えられる。

(3) 折衝の結果

使用者側の主張を労働者側に伝えることとされた。

4 労働者側と折衝

(1) 公益の説明

使用者側の主張を説明。

(2) 労働者側の主張

51 円は低いと考えられる。

できるのであれば、本日 60 円で 3 月 1 日とはならないか。

(3) 折衝の結果

使用者側に伝えることとされた。

5 使用者側と折衝

(1) 公益の説明

労働者側の主張を説明。

(2) 使用者側の見解

60円で3月1日発効を受け入れることとする。

(以上で金額折衝を終了)

(門野部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案を取りまとめるに至りました。

それでは公益案を提示します。

(門野部会長)

それでは、公益案を読み上げます。

令和7年度、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正審議公益委員案

令和7年11月7日

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案を取りまとめるに至りましたので、ここで提示いたします。

記

1時間、1,089円 引上げ額、60円 引上げ率、5.83パーセント

双方のこれまでの折衝を踏まえ、公益案を提示させていただきました。

(門野部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は挙手を願います。

反対はいらっしゃらないですね。

公益案に賛成の委員は挙手を願います。

労働者側3名、使用者側3名、公益2名、合計8名ですね。

ありがとうございました。

以上のとおり、全会一致をもちまして公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日についてお諮りいたします。

本日、結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、令和8年1月8日となります。労使の協議によりまして、今回は指定日発効として、令和8年3月1日に発効となります。

これにつきまして、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(門野部会長)

それでは、発効日につきましては、指定日発効といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その報告書案を事務局に作成させましたので、報告書案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告書案につきまして、朗読させていただきます。

案

令和7年11月7日

山梨地方最低賃金審議会会长 後藤光利殿

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会部会長 門野圭司

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月16日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧いただければと思います。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で山梨県自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社、かつて、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る、を當む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

ただし、次に掲げる者を除く

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務、かっこ、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く
 - ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間、1,089円。
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6 効力発生の日
令和8年3月1日。

次ページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和7年10月29日に開催いたしました。
第2回目を本日11月7日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(門野部会長)

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。
よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思います。

(各側委員)

(異議なし)

(門野部会長)

続きまして、部会の結論が全会一致の場合の取扱いにつきまして、9月16日の本審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨、了承されております。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正に係る山梨地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成の指示を行っておりますので、答申案を配付のうえ、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。

案

令和7年11月7日 山梨労働局長 岩崎充殿

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 答申

当審議会は、令和7年9月16日付け山梨労発基0916第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

次のページは、別紙となりますが、先ほどの部会報告書と同じ内容となりますので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(門野部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問はございましょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(門野部会長)

御質問がないようですので、これにより答申したいと思います。

(部会長、基準部長に答申文を手渡す)

(門野部会長)

労働基準部長から御挨拶をいただきます。

(労働基準部長)

令和7年度の山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金につきまして、御答申のほうをいただいたところでございます。

本年度は、物価の上昇や円安など雇用、経済への大きな影響を与えていいるような状況の中、大変難しい審議をしていただいたというところ、委員の皆様方には大変な御苦労をいただき、この場をお借りして感謝申し上げるところでございます。

また、併せて、労使双方の信頼関係に基づきまして全会一致で御答申いただきましたこと、こちらも我々一同感謝申し上げるところでございます。

本答申を受けまして、我々といたしましても、発効日に向けて、所定の手続き進めさせていただきます。

発効後は、今回、御答申いただきました改定額の周知につきまして、我々として

も尽力させていただきまして、履行確保に努めてまいるところでございます。

また、本日、皆様から御答申をいただくにあたりまして、大変お忙しい中時間を割いていただき、真摯な御議論をしていただいたと思っております。

この御答申につきまして、事務局といたしましても本当に感謝申し上げたいところでございます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(門野部会長)

続きまして、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板で公示いたします。

最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができますとされています。

この異議申出の締切りは、11月25日火曜日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることが規定されておりますので、本審の委員の皆様の日程を改めて調整させていただきまして、異議申出について審議を行う、いわゆる異議審を開催させていただきます。

異議申出がなされなかった場合は、労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行って、官報公示を行うという手続きになります。

この官報公示がなされると、法定で行きますと、その30日後に発効することとなります。今回、指定発効日、令和8年3月1日ということですので、それに合わせた官報公示等の手続きをさせていただきます。

以上でございます。

【 議事（2）その他 】

(門野部会長)

次の議題の「(2)その他」に入りますが何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(門野部会長)

それでは、以上で、本日の専門部会を終了したいと思います。

全会一致での結審となりましたので、これにより本年度の山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会における全ての審議は終了いたしました。

したがいまして、当初予定していました12月4日の審議は、行わないこととなります。

本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と海宝委員にお願いいたします。
お疲れ様でした。